

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、輸出し、又は輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣への意見の求めの手續を定めるとともに、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行うほか、特惠関税の適用除外となる国及び物品の指定、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。